

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 3 年 8 月 31 日

鶴岡市長 皆 川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 8 月 31 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
1	田川地域 (中里・宮野前・中組・行メ・蓮花寺・少連寺・関根・東目・坂野下・砂谷・長滝・大机)	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(31) 31	(28) 28	(2) 2	(1) 1	(31) 31	(14) 14	(0) 0	(17) 17	担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・地域一体での法人化について検討する。 ・基盤整備による圃場の大型化を検討する。	・担い手に集積・集約化する。 ・地域一体での法人化について検討する。 ・基盤整備による圃場の大型化を検討する。 ・規模拡大や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・6次産業化を今より拡大するよう図る。 ・営農組合の創設を検討する。 ・耕作放棄地を再利用した付加価値農業を展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・下清水・清水新田)	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(126) 126	(119) 119	(6) 6	(1) 1	(126) 126	(86) 86	(1) 1	(39) 39	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯図を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する 担い手は十分確保されている	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	上郷地域 (石山・楯川原・水沢・広浜・大谷上・大谷下・中山・矢引・中沢・大荒・上京田・金山・山口・竹の浦・草井谷)	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(64) 64	(62) 62	(2) 2	(0) 0	(64) 64	(50) 50	(1) 1	(13) 13	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯図を解消する 耕作放棄地を解消する 担い手はいるが十分ではない	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者		
1	藤岡	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・法人を設立し、効果的な農業経営の実現と農用地の利用集積を図り、地域農業の担い手として営農活動に取り組む ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・効果的な人員配置により、園芸作物にも積極的に取り組み、所得向上を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	添川	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(14) 14	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・新規就農者を促進する ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・特別栽培等に取り組む高付加価値化を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	東端越	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 3人 ・中心経営体の削除 1人	(17) 16	(17) 16	(0) 0	(0) 0	(17) 16	(12) 11	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値化を実践していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・飼料用米もまとめて取り組んでいく	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
4	下蛸井	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 2人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 7	(8) 7	(0) 0	(0) 0	(8) 7	(7) 6	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・水稲の特別栽培にも積極的に取り組んでいき高付加価値化を図る ・今後も農地の移動が予想されるため、集落で計画的に引き受けていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	町屋・染興屋・川行	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の経営面積の変更 1人	(16) 18	(16) 18	(0) 0	(0) 0	(16) 18	(8) 8	(0) 0	(8) 10	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得とともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	中里	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 2人	(3) 5	(3) 5	(0) 0	(0) 0	(3) 5	(2) 3	(0) 1	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・集落営農者の高齢化に伴い、地域の農業の担い手への集積が図られ持続可能な農業経営を实践するため、新規就農者を中心とした法人化に向けた取り組みを行う。 ・農地中間管理機構へ農地を貸し付け、新規就農者が中心となった法人への集積を行い、将来にわたって持続可能な農業経営を行い、次世代につないでいく。 ・生産品目の明確化による複合経営を行い、高付加価値化を加えようとして、6次産業化に向けた取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
3	山荒川	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 1人	(3) 4	(2) 3	(1) 1	(0) 0	(3) 4	(3) 3	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農事組合法人への農地集積を図り、低コスト化を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	猪俣新田・中屋	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(5) 5	(0) 0	(4) 4	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・新規就農者や規模拡大希望の農家へ農地を集め、生産のコスト低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
5	上野新田	R3.8.31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(18) 18	(17) 17	(1) 1	(0) 0	(18) 18	(15) 15	(1) 1	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・水稲は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 ・農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 ・農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6	東山	R3.8.31	・中心経営体の追加 1人	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規就農を奨励、園芸・花などの複合化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
7	松ヶ岡	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(13) 13	(10) 10	(3) 3	(0) 0	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・法人化を旨とし経営規模の拡大を目指す。 ・水稲については、集落の内外を問わず、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・また、水田の区画が小さいので、将来、再整備の実施を検討する。 ・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。また、今後、定年届農者が増える見込みであり、若年の新規就農者を確保し、水稲以外の果樹、畑作を含めて地域農業の活性化を図る。 ・女性農業者を中心に直売所、干柿加工、笹巻き作り等に取り組んでいるが、松ヶ岡の視光面との連携を深め、更なる拡充を目指す。 ・地域内の全戸を組合員とする農事組合法人松ヶ岡農場の地域農業に果たす役割について検討してゆく。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農用地の環境保全、集落内での共同作業等の役割を担うとともに、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
8	松尾・石野新田	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 4人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者へ農地の集積を進める。 ・田圃改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上山添	R3. 8. 31	・中心経営体の属性変更 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(11) 10	(0) 0	(1) 2	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
2	中田	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図る ・水田の連担化を推進し、作業効率の向上に努める ・複合経営による所得向上および経営の安定を図る ・新規就農の促進を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
3	西片屋	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積の変更 3人	(15) 16	(14) 15	(1) 1	(0) 0	(15) 16	(15) 15	(0) 0	(0) 1	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・水稻について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する ・果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ ・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
4	三千刈	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圖を解消する	・果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
5	黒川上	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積の変更 3人	(17) 18	(17) 17	(0) 1	(0) 0	(17) 18	(13) 14	(0) 0	(4) 4	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第2期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	黒川中	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積の変更 1人	(14) 15	(14) 15	(0) 0	(0) 0	(14) 15	(9) 9	(0) 0	(5) 6	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る ・水稻・野菜・果樹等の複合化経営を図る ・小規模農家が集約して法人化を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7	黒川下	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 3人	(26) 26	(23) 23	(3) 3	(0) 0	(26) 26	(23) 23	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
8	松根	R3. 8. 31	・中心経営体の経営面積の変更 2人	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む ・地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる ・加工・流通業者や産直施設との連携の進展	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
9	楡代	R3. 8. 31	・地区内耕地面積の変更 ・中心経営体の経営面積の変更 10人	(17) 17	(15) 15	(2) 2	(0) 0	(17) 17	(15) 15	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る ・地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す ・その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
10	田代	R3. 8. 31	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の経営面積の変更 9人	(39) 41	(38) 39	(1) 2	(0) 0	(39) 41	(28) 28	(0) 0	(11) 13	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・水稻を中心に複合経営を進める ・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
11	馬渡	R3. 8. 31	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積の変更 7人	(18) 19	(17) 18	(1) 1	(0) 0	(18) 19	(15) 15	(0) 0	(3) 4	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する ・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める ・ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける